

条例第8条第2項の規定による公表内容

実施機関名（担当部課）	伊予市長（未来づくり戦略室）	
政策等の案の名称	伊予市過疎地域自立促進計画（案）	
政策等の趣旨・目的 作成経緯	<p>過疎地域自立促進計画では、地域医療の確保や住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業への活用が認められています。現行の計画では、地域公共交通システム対策事業ほか数事業のみの適用となっており、利用可能額に至っていません。</p> <p>財政的に非常に有利な過疎対策事業債を有効に活用するため、ソフト事業を中心とした事業計画の見直しを行うこととなりました。</p>	
No.	市民等からの意見（概要）	実施機関の考え方及び修正した場合の内容
1	ご意見はありませんでした。	